

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

証 拠 説 明 書 (4)

平成 18 年 5 月 18 日

新潟地方裁判所高田支部 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



号証	標目	原 本・写 の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨	備考
乙 25	ディフェンシンの組換えイネからの流出可能性に関する追加実験の概要(追加資料)	原本	平成 18 年 5 月 7 日	被告 作物研究所 所長 黒田 稔	細断した本件GMイネを10℃及び20℃に設定した水田水に浸せきして行った実験の結果、本件GMイネの茎葉中のディフェンシンは水中に溶出しないことが明らかになったこと及び当該実験の過程でディフェンシンが損失しないこと	
乙 26	組換えイネにおけるディフェンシンの生産メカニズムと申請書に記載された「強	原本	平成 18 年 5 月 17 日	被告 中央農業総合研究センター 研究管理監 田中 宥司	本件GMイネは世界的に受け入れられているアグロバクテリウム法を用いて組換えを行っていること及び本件GMイネでカラシナディフェンシン遺伝子を発現させるために使	

	力」の意味				用しているプロモーターは、 特段大量のディフェンシンを 生産させているものではない こと	
--	-------	--	--	--	---	--